

## 質問回答

NO.	質問	回答
1	・仕様書等にありますが資料のうち、(別添3) 提案書作成・審査要領の「I 提案書作成要領」「1. 提案書の構成及び作成方法」に記載されております「4 業務の実施体制」について、従事者(主たる担当者以外)について人数の制限はありますでしょうか。	ございません。
2	(別添4) 提案書作成様式において、「2. 3 仕様書3(3)の業務内容」については「PowerPointで1ページ程度で作成すること」と注記があります。PowerPointで作成する場合、通常は用紙が横向きになるため、他のページを縦置きで作成した場合、見づらくなります。 そこで、「2. 3仕様書3(3)の業務内容」をWordなど他のソフトで作成した場合、失格となりますでしょうか。提案書提出時は、電子データ(PDF)で提出する予定です。	失格とはなりません。